

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社テックジャパン
(法人番号3122001021530)
業者の住所：大阪府八尾市大字山畑369
- 2 指名停止措置期間：令和3年9月6日から
令和3年10月17日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社テックジャパンは、大阪府八尾市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、営業所の専任技術者を本件工事に専任の主任技術者として配置したことについて、建設業許可部局より15日間の営業停止処分を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から <u>1月以上9月以内</u>